

CONTENTS

- 農業農村整備事業の予算要望活動…………… 1
- ため池特措法制定…………… 2
- 令和2年度 市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会 3
- 令和2年度 水土里ネット職員研修会…………… 5
- 令和2年度 県営事業新規地区の紹介…………… 7
- 金利改定…………… 7
- 令和2年度 埼玉県水土里情報協議会通常総会…………… 8
- 複式簿記の導入準備は進んでいますか？…………… 9
- 【お知らせ】複式簿記の導入に関する相談会を開催します！ 9
- 連合会日誌…………… 9

埼玉の土地改良

朝霧に染まる麦畑（加須市）



国への予算要望活動を埼玉県と実施

本会の三ツ林会長は去る7月28日、埼玉県の強瀬農林部長ら幹部と共に農林水産省、財務省へ予算要望活動を行った。農林水産省では加藤農林水産副大臣、牧元農村振興局長、奥田農村振興局次長に、また財務省では角田主計局次長らと面会し、下記5項目の要望書を手渡し、意見交換を行った。

三ツ林会長、強瀬農林部長の要望説明に対し、加藤農林水産副大臣は、「わが国の食糧自給率のためには優良農地の確保は欠くことができません、ほ場整備、農業水利施設の整備、防災対策は喫緊の課題」と述べられた。また、埼玉県の多面的機能支払事業において、農用地面積のカバー率が5ヶ年で倍増していることに感謝され、「しっかり全体予算を確保していきたい」と力強いお言葉をいただいた。

牧元農村振興局長、奥田農村振興局次長は、「農業水利施設の老朽化は、全国的にも大きな問題となっている。しっかりと要求したいので、皆様の支援をお願いしたい」と要望の重要性を述べられた。

角田主計局次長は、「国全体の予算は、社会保障や教育、公共事業など大事な予算であり、頑張っている地域を支援していきたいと考えている。農家が耕作している作物にしても今の経営規模では、コメ作だけでは難しく、国民のために売れる作物を作ってもらいたい。そのような地域を重点的に支援していきたい」と述べられた。

◆重点要望事項◆

- 1 ほ場整備の推進
- 2 老朽化の進む農業水利施設の適切な保全
- 3 農業水利施設の耐震化等の防災・減災対策の強化
- 4 多面的機能支払の推進の強化
- 5 基幹的な農業水利施設に対する管理費補助の拡充



◆左から：大図常務理事、三ツ林会長、加藤農林水産副大臣、強瀬農林部長



◆左から：強瀬農林部長、奥田農村振興局次長、三ツ林会長、牧元農村振興局長、大図常務理事



◆左から：大図常務理事、角田主計局次長、三ツ林会長、強瀬農林部長



◆意見交換 右側：加藤農林水産副大臣
左奥から大図常務理事、三ツ林会長、強瀬農林部長

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定されました

この法律は、防災重点農業用ため池の決壊による水害等から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る目的で、令和2年10月1日に制定されました。（この法律は、施行から10年間の時限立法です。）

※防災重点農業用ため池とは…

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池。

特別措置法の概要

■実施する内容（定義）

- ・地震・豪雨耐性評価：地震または、豪雨による農業用ため池決壊の危険性評価
- ・劣化状況評価：劣化による農業用ため池の危険性評価
- ・防災工事：農業用ため池の決壊を防止するための工事（廃止工事を含む）

■防災工事等推進計画等

- ・基本指針：農林水産大臣は、防災工事等基本指針を策定する。
- ・防災重点農業用ため池の指定：都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定することができる。
- ・防災工事等推進計画：都道府県知事は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を策定する。

■防災工事等推進計画に基づく防災工事等に対する支援

- ・都道府県の援助：都道府県は、防災工事等を実施する者に対し、技術的な指導、助言等に努める。
- ・財政上の措置：国は、防災工事等推進計画に基づく事業及び都道府県の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずる。（地方債について特別な配慮）

お知らせ

水土里ネットさいたま（埼玉県土地改良事業団体連合会）では、ため池に係る防災工事等の実施にあたり、必要な技術的指導、助言等のサポートを実施しています。

詳しくは下記までご連絡ください。

◇お問合せ先：TEL 048-530-7338 水土里ネットさいたま 事業部

令和2年度 市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会

去る8月24日（月）、鴻巣市文化センター（クリアこうのす）「大ホール」において、市町村長、水土里ネット理事長及び市町村農政担当課長を対象に、標記研修会が139名という多数の参加のもと開催された。

新型コロナウイルスの影響により延期となっていた、埼玉県土地改良事業団体連合会 令和元年度土地改良功労者表彰及び土地改良事業推進協力感謝状のほか、下記表彰式が執り行われた。

なお、表彰式の後、次の項目について研修が行われた。

1 土地改良法改正を踏まえた土地改良区の運営体制の強化について

講師：農林水産省関東農政局農村振興部土地改良管理課 課長 飯田 博隆 氏

内容：土地改良区の役割や役員の責務、員外監事の設置など、適切な改良区の運営のために、土地改良法はどう改正されたのか、ご説明いただいた。

2 農業に役立つ気象情報について

講師：熊谷地方気象台

気象情報官 亀井 守 氏

内容：長雨や日照、熱中症予報など、農業における気象情報を利用するコツについてご講義いただいた。



会場の様子



開会挨拶 三ツ林会長



講師：関東農政局土地改良管理課 課長 飯田 博隆 氏



講師：熊谷地方気象台 気象情報官 亀井 守 氏

1 埼玉県土地改良事業団体連合会

土地改良功労者表彰

さいたま	見沼代用水土地改良区	管理部管理課主幹	加村勝照
川越	荒川右岸用排水土地改良区	前事務局長	吉崎弘
川越	入西北部土地改良区	理事長	森田精一
川越	入西北部土地改良区	理事	加藤正勝
東松山	高坂土地改良区	理事長	高橋仟治
東松山	七郷北部土地改良区	前副理事長	飯嶋昇
秩父	布里田中地区土地改良組合	元副組合長	彦久保利平
本庄	上里土地改良区	前理事長	関根孝道
	上里幹線土地改良区		
	上里西部土地改良区		
本庄	上里幹線土地改良区	総括監事	岡芹博
	埼玉北部土地改良区連合		
大里	荒川中部土地改良区	理事	布施將平
大里	備前渠用水路土地改良区	代表理事	吉田光雄
	豊里東部土地改良区	理事	
大里	芳沼用水土地改良区	代表監事	浅見榮市
大里	豊里東部土地改良区	理事長	西田宏太郎
加須	加須市経済部農業振興課	参事兼課長	駒宮敏之
加須	元荒川上流土地改良区	環境管理課課長補佐	栗原かおる
加須	羽生領島中領用排水路土地改良区	総務課課長補佐	永島茂幸
春日部	神扇落悪水路土地改良区	理事長	武井正
春日部	旭土地改良区	理事長	進通光之助

土地改良事業推進協力感謝状

さいたま	足立北部土地改良区	主事	根岸義子
川越	川越市産業観光部農政課	主任	柿沼隆史
東松山	吉見町水生活課	係長	秋元司
本庄	美里町農林商工課	主任	上田俊介
大里	大里用水土地改良区工務課	課長	福島稔
加須	加須市上下水道部下水道課	主査	斉藤秀樹
春日部	小林栢間土地改良区	事務	猪俣淑江

2 全国土地改良事業団体連合会

全土連功労者表彰 個人表彰

青毛堀用悪水路土地改良区	前所長	加藤一
馬宮土地改良区	事務員	川部俊江

全土連功労者表彰 団体表彰

金賞	西吉見南部土地改良区
銀賞	行田市南河原土地改良区



3 土地改良推進協議会（川越、東松山、大里管内）

土地改良推進協議会農業農村整備事業功労・功績者表彰

川越	狭山市農業振興課	主任	小林成年
川越	富士見市産業振興課	課長	佐々木直己
川越	荒川右岸用排水土地改良区	会計係長	吉見公則
東松山	西吉見南部土地改良区	理事長	金子正夫
東松山	嵐山中土地改良区	前理事長	初雁秀男
大里	荒川中部土地改良区	総代	大屋隆弘
大里	豊里東部土地改良区	代表監事	松本正隆
大里	備前渠用水路土地改良区	理事	金井達雄
大里	芳沼用水土地改良区	副理事長	中嶋恒雄
	山王用水土地改良区	監事	

令和2年度 水土里ネット職員研修会

去る9月24日（木）、鴻巣市文化センター（クリアこうのす）「大会議室」において、標記研修会を開催し、県内水土里ネット職員85名が参加した。

当会の大図常務理事より開会の挨拶があった後、次の項目について研修が行われた。

【第1部】

複式簿記会計の基礎知識と移行に向けたスケジュールについて

講師：埼玉県農林部農村整備課 主査 佐藤 正樹 氏

内容：土地改良区の複式簿記会計への移行に向けて、仕訳や決算手続き、正味財産の考え方など複式簿記の基礎についてご講義いただいた。

【第2部】 会計システム合同説明会

1 ソリマチ株式会社

会計システム名：大地6

2 株式会社N I D・M I

会計システム名：水土里ネット会計

3 エイデイケイ富士システム株式会社

会計システム名：ミラウド、ミラウドmini

研修会終了後、同会場で会計システム会社が導入に関する相談や製品についての説明を行う個別相談会を実施した。



講師：埼玉県農林部農村整備課
主査 佐藤 正樹 氏



研修の様子



研修の様子



個別相談会

～いただいたご質問への回答～

「複式簿記会計の基礎知識と移行に向けたスケジュールについて」の講義について、皆様よりご質問をいただきました。埼玉県農林部農村整備課の佐藤主査より回答をいただきましたので、情報提供いたします。

質問1 当改良区では施設の更新に係る費用負担がなく、更新に当たっては補助金（多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業）での整備を実施してます。このような場合、資料1の1（2）貸借対照表作成の例外の工）「更新費用を負担しない」に該当するか確認したい。

回答 補助事業を利用することにより土地改良区の負担なしで施設更新が行えている現状だけでは、「土地改良区が更新費用を負担しないことが明らか」とは言えません。
例えば、「①必ず補助事業が利用でき」かつ「②必ず土地改良区の負担がなく」かつ「①、②が将来にわたって保証されており」かつ「①～③が書面等により証明できる」のであれば、「土地改良区が更新費用を負担しないことが明らか」に該当すると言えそうです。

質問2 資金収支整理期間を適用しない本来の複式簿記会計で処理することとし、年度末に、未収金、未払金への勘定科目に振替しての会計処理でもよいのか。

回答 資金収支整理期間を設けるか否かは任意です。土地改良区内部でよく話し合って決めてください。

【留意点】

- ① 資金収支整理期間を設けた場合、収支決算書は従来の単式簿記会計と同様の考え方で作成します。
- ② 資金収支整理期間を設ける場合、設けない場合、いずれの場合も収支決算書に注記が必要になります。（「財務諸表等作成要領」7～8頁、308頁参照）
- ③ 資金収支整理期間は、単式簿記における出納整理期間と同じく2か月（事業期末が3月31日なら4月1日から5月31日まで）としてください。

【参考】仕訳の一例

事業会計年度を4月1日～3月31日とします。

令和2年4月1日付け補助金100万円の交付決定通知を受けた場合

①（借方）未収金／（貸方）受取補助金
100万円／100万円

その後、令和3年3月31日に補助金が入金された場合

②（借方）現金・預金／（貸方）未収金
100万円／100万円

補助金が令和2事業会計年度内に入金された場合は、資金収支整理期間を設けていても、設けていなくても、①・②の二段階の仕訳を行います。その結果、貸借対照表上も、収支決算書上も、この補助金が令和2事業会計年度中に収入となったことで一致します。

一方、5月31日まで資金収支整理期間を設けている場合で、令和3年5月31日に補助金が入金された場合の令和2事業年度の仕訳は上記①のみとなり、貸借対照表上はこの補助金が未収金のままということになります。しかし、収支決算書上は、この補助金は令和2事業年度の収入として計上されることになり、貸借対照表上の取扱いと収支決算書上の取扱いが一致しないこととなります。

質問3 複式簿記で収入・支出命令書を作成して回覧し、決裁印をもらっているが、複式簿記で変わるものはあるか。同じように作成するのか。

回答 会計細則例では、土地改良区の収入、支出及び振替（現金取引以外の取引のこと。例えば、減価償却など。）は全て命令書によらなければならない旨が規定されています。（第13条、第22条及び第32条参照）この点は、複式簿記会計でも同じです。もちろん、複式簿記会計の導入に当たり、決裁区分を見直すことは妨げられませんので、土地改良区内部でよく検討して決めてください。

なお、国では帳簿・帳票類の様式を示していますので、参考にしてもらえればと思います。（「会計細則例」参照）

令和2年度 県営事業新規地区の紹介

埼玉県農林部農村整備課

令和2年度は、4地区が採択に至りました。

各地区の採択に当たり、関係土地改良区及び市町村担当者の方々の御協力に心から感謝申し上げます。地域に即したきめ細やかな整備を推進していきますので、今後とも皆様の御協力をお願い申し上げます。

令和2年度新規着工予定地区一覧

番号	事業名	地区名	関係市町村	受益面積	総事業費*	主要工事計画
1	ほ場整備事業 (経営体育成型)	さいたま中央	さいたま市	91.8ha	2,318,000千円	区画整理 91.8ha
2	かんがい排水事業 (長寿命化対策)	中条星宮	熊谷市、行田市	432.0ha	709,100千円	揚水機場5箇所 中央管理所補修 1箇所
3	かんがい排水事業 (長寿命化対策)	九尺排水機場	春日部市、松伏町	285.6ha	896,100千円	ポンプ補修3箇所 ゲート補修3門 建屋補修1箇所
4	農地防災事業 (危機管理対策)	古利根堰	春日部市、越谷市、 吉川市、草加市、 八潮市、三郷市、松伏町	1,761.4ha	234,500千円	水位計改修6箇所 自家発電改修1箇所

※総事業費は工事雑費を含む

農業基盤整備資金の金利改定について

9月18日付けの株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の金利改定について、下記のとおりお知らせいたします。

(単位：%)

区分	改訂前					改訂後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別(一例)				融資期間にかかわらず	融資期間別(一例)			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	0.45	—	—	—	—	<u>0.45</u>	—	—	—	—
団体営補助残	0.30	—	—	—	—	<u>0.30</u>	—	—	—	—
非補助一般	0.30	—	—	—	—	<u>0.30</u>	—	—	—	—
非補助利子軽減	0.30	—	—	—	—	<u>0.30</u>	—	—	—	—
災害復旧	—	0.16	0.16	0.25	0.30	—	<u>0.16</u>	<u>0.16</u>	<u>0.25</u>	<u>0.30</u>

◇お問合せ先：TEL 048-530-7348 水土里ネットさいたま 事業部農村整備課担当 加藤

令和2年度 埼玉県水土里情報協議会通常総会

去る8月7日(金)、埼玉県土地改良事業団体連合会大会議室において、新型コロナウイルス感染症対策を講じたなか、令和2年度の埼玉県水土里情報協議会通常総会が県、市町、農業関係団体の会員19名が出席し、開催された。

開会にあたり大図会長（埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事）より、「地図に農地情報を付加させて活用する水土里情報システムは、情報の蓄積、集計、解析、視覚的な提示できるツールとして、人・農地プランにおける農地利用集積計画図の作成、ほ場整備事業の地区設定、土地改良施設の管理など様々な活用がされています。特に、県内でも農地中間管理事業の導入を進めるにあたって、水土里情報システムの役割は、ますます大きくなっており、引き続き協議会の運営にご協力をお願いしたい。」との挨拶があった。

その後、大図会長が議長に就任し議事に入り、下記議案について、原案のとおり可決承認された。当日の提出議案は次のとおり

提出議案

議案第1号 令和元年度事業報告について

議案第2号 令和元年度収支決算について

議案第3号 令和2年度事業計画(案)について

議案第4号 令和2年度収支予算(案)について



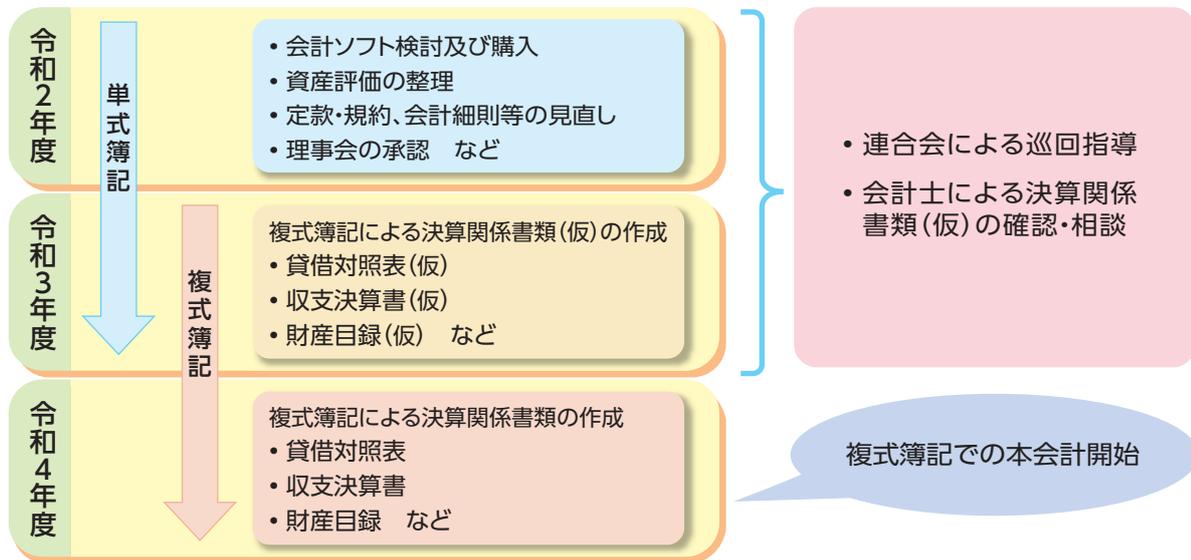
議事終了後、オブザーバーとしてご出席頂いた公益社団法人埼玉県農林公社の橋本副参事（兼農地集積担当部長）より水土里情報システムにおける活用事例の紹介があった。事務局からは、当システムの利用団体数及び利用状況についての報告と、今後のシステム運用と更新について説明を行った。結びに、会員に対しての操作説明会の開催予定を案内し、今後も当システムを有効に利用して頂けるようご協力をお願いし、閉会となった。

地図情報整備につきまして、データ提供して頂いた関係市町村の皆様には、厚くお礼申し上げます。今後も、埼玉県水土里情報システム利用の円滑な実施を図るため、データ更新についてのご協力と、農地情報の積極的な活用を引続きお願い申し上げます。

埼玉県水土里情報協議会 事務局担当：矢崎
TEL 048-530-7360 <http://www.saidoren.or.jp>

複式簿記の導入準備は進んでいますか？

平成31年4月の改正土地改良法の施行に伴い、令和4年度から貸借対照表の作成が義務化されます。複式簿記の導入には会計ソフトの購入や勘定科目の設定、資産評価の整理など、準備することが多くあります。また、令和3年度の会計は単式簿記と並行して複式簿記での決算関係書類(仮)の作成を行うことが望ましく、複式簿記へのスムーズな移行のため、早めに対応することが大切です。



複式簿記の導入に関する相談会を開催します！

当会では、決算関係書類等に関する指導・助言を、会計の専門家と連携して行っています。参加を希望される方は、下記お問合せ先まで、事前にご予約ください。多数のご参加をお待ちしております。

- 会計士** 高島公認会計士事務所 高島 誉章 氏
- 日時** 令和3年1月27日(水) 13:30~
- 場所** 埼玉県土地改良事業団体連合会 3階大会議室

◇お問合せ先：048-530-7335 水土里ネットさいたま 総務部総務課 太田

連合会日誌

開催日	会議・行事	開催地
8月	7日 関東農地集団化推進協議会研究会	東京都
	24日 市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会	鴻巣市
9月	24日 水土里ネット職員研修会	鴻巣市



水土里ネットさいたま
埼玉県土地改良事業団体連合会

〒360-0874 熊谷市籠原南二丁目83番地
TEL 048 (530) 7340 FAX 048 (530) 7370

<http://www.saidoren.or.jp/>

